

平成25年大阪市規則第124号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号と
して次の1号を加える。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する者

ア 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする場合 当該許可を受けようとする者又はその政令第4条の7に規定する使用人のうち市長が別に定める者（当該許可を受けようとする者が法人である場合にあっては、その代表者又はその役員若しくは同条に規定する使用人のうち、市長が別に定める者）のいずれかが、本市が実施する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識の有無を認定するための試験に合格していること

イ 法第7条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする場合 当該許可の更新を受けようとする者又はその政令第4条の7に規定する使用人のうち市長が別に定める者（当該許可の更新を受けようとする者が法人である場合にあっては、その代表者又はその役員若しくは同条に規定する使用人のうち、市長が別に定める者）のいずれかが、

一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識を習得させるために
行われる講習会で市長が別に定めるものを修了していること

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による許可を受けている者については、当該許可の効力が失われ、又は当該許可についてこの規則の施行後における最初の更新を受けるまでの間は、市長は、その者がこの規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条の2第1項第1号に該当しないことを理由として法第7条の3の規定による事業の停止の命令又は法第7条の4第2項の規定による許可の取消しを行わないものとする。

(大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則)

- 3 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則（平成24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則による改正後の」を削り、「第15条の2第1項各号の

いずれか」を「第15条の2第1項第2号又は第3号」に改める。